# 令和5年第4回小鹿野町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年4月25日(火)午後1時30分 ~ 午後2時15分
- 2 開催場所 小鹿野文化センター 大会議室
- 3 出席委員 農業委員 (13人) 農地利用最適化推進委員 (7人)

会長 10番 黒沢 裕幸 会長職務代理 1番 吉田 恭寛

農業委員 2番 豊田 均 3番 加藤 功一 4番 玉川 寿々子

5番 髙橋 克予 6番 栗原 静男 7番 髙岸 友行

8番 佐藤 恒志 9番 町田 考子 12番 守屋 善雄

13番 田嶋 敏男 14番 樋口 わかな

農地利用最適化推進委員

強矢 福司 黒澤 八重子 強矢 武夫 入澤 節子 市川 和男 増島 敏雄 千島 政次

- 4 欠席委員 農業委員 (1人) 11番 新井 正志 農地利用最適化推進委員 (1人) 黒澤 忠弘
- 5 農業委員会事務局職員

 事務局長
 田嶋
 哲也
 事務局
 戸田
 恭平

 荻野
 翔太

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第8号

農地法第3条の規定による許可申請の審議について (3件)

日程第3 議案第9号

農地法第4条の規定による許可申請の審議について (1件)

日程第4 議案第10号

農地法第5条の規定による許可申請の審議について (3件)

報 告

(1) 6ヶ月後の現地確認について 令和4年10月申請分について (4件)

その他

事務局長	皆さん、こんにちは。私、4月より産業振興課長となりました田嶋です。よろしくお願いいたします。本日は、農業委員の新井正志さん、農地利用最適化推進委員の黒澤忠弘さんから欠席の連絡が入っています。農業委員の吉田さんがまだいらしていませんが、欠席という連絡は入っていないです。小鹿野町農業委員会会議規則第6条 在任する委員の過半数を満たしていますので、令和5年第4回小鹿野町農業委員会総会を開催させていただきます。それでは、開催に当たりまして、黒沢会長より御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。
議長	こんにちは。大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。役場の方でも異動があって事務局が戸田さんに代わりました。 気候が暑かったり寒かったりで皆さん大変だと思います。夕べは霜が降りそうな感じで降らなかったのですが、農作物を植えていく段階で大変だと思いますが、よろしくお願いいたします。尚、この間農業共済新聞を見ましたら、農業委員の栗原さんが載っていました。頑張っていただいています。ここに新聞を置いておきますので帰りに見ていただきたいと思います。
事務局長	ありがとうございました。それでは、早速議事に入らせていただきます。小鹿野町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長に議長となっていただき議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、議事に移らせていただきます。 日程第1 議事録署名委員の指名 指名につきましては私から御指名させていただきます。今回は1番 吉 田恭寛委員さん、2番 豊田 均委員さん、以上2名を御指名申し上げま す。
議長	続きまして、日程第2 議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」(3件)を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それでは、説明をさせていただきます。 議案の説明をさせていただく前に何点か書類に差し替えがありますの で説明をさせていただきます。 農業委員会総会次第を先日送らせていただきましたが、差し替え分と

して机上に置かせていただきました。修正となった個所は、連絡事項の ところです。次回の総会の開催予定が記載されていませんでしたので、 記載されたものを置かせていただきました。

次に議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請の審議についてです。番号3の備考欄に使用貸借権と記載されていますが、所有権移転となります。

続きまして、案内図、公図(写)の1ページ目をご覧ください。地番に誤りがありました。 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ を $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ に修正させていただきました。また、面積につきましても $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ ㎡を $\bigcirc$ , $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ ㎡に修正させていただきました。

続きまして、案内図、公図(写)の4ページ目をご覧ください。公図(写)の方が○○○-○を赤枠で囲んであると思いますが、○○○-○が正しいです。

何点か修正がありました。申し訳ありませんでした。 それでは、議案第8号の説明をさせていただきます。

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について審議されたい。令和5年4月25日 小鹿野町農業委員会長 黒沢裕幸

番号1 ○○○○字○○○○○ 地目 畑 面積 ○,○○○㎡ 申請人 譲渡人:○○○ ○○ ○ 譲受人:○○○○ ○○○○ 事由: 当該地を譲り受けて野菜(ジャガイモ、大根など)や果樹(カボス、柿など)を栽培したい。所有権移転となります。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。

案内図、公図(写)の1ページ目をご覧ください。こちらは、○○に ○○○○がありまして、それに沿う道を○○○mほど南側、○○方面 に進みますと○○○があります。○○の入り口の向かいの道を入りま して、○○mほど進みますと申請地があります。

続きまして、番号2の説明をさせていただきます。

番号2 ○○○字○○○○○○ 地目 畑 面積 ○○○㎡ 申請 人 譲渡人:○○○ ○○ ○ 譲受人:○○○ ○○○○ 事由:当 該地を譲り受けて野菜(ホウレンソウ・大根など)を栽培したい。所有 権移転となります。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。

案内図、公図(写)の2ページ目をご覧ください。こちらは、○○○

○○○○から○○○に入る道を○○○mほど進みます。進んだ先の右手、東側にみえるのが申請地です。

続きまして、番号3の説明をさせていただきます。

番号3 ○○字○○○○○○ 地目 畑 面積 ○,○○○㎡ 申請 人 譲渡人:○○○ ○○○○ 譲受人:○○ ○○○○ 事由:当該 地を譲り受けて梅を栽培したい。所有権移転となります。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。

#### 議長

事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。

## 強矢武夫 推進委員

お世話になります。先日 20 日に農業委員の玉川さんと事務局の 2 人と 私で現地確認をして来ました。

番号1ですが、○○さんと○○さんは親戚関係という間柄だそうです。 現地の状態ですが、草も無くよく管理されていて、すぐに始められるような状態でした。管理されている方に話をお聞きしたところ、野菜や果樹を栽培したいということでした。特にタラの芽を作って自家用で道の駅の直売所へ出荷したいということでした。

番号2については、現地の状態ですが、日当たりも良く、いい場所で した。草刈りはしてあります。こちらもいつでも畑として使える状態だ と思いました。とてもいい場所でした。

番号3については、日当たりの良い平らな場所です。現在は草刈りを して管理してあるようです。柿の栽培も計画しているようです。以上で す。

#### 議長

現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑の ある方は挙手をお願いしたいと思います。

## 強矢福司 推進委員

はい。

### 議長

はい、どうぞ。

## 強矢福司 推進委員

番号3の〇〇〇〇さんは〇〇〇にお住まいということですが、譲り受けて梅を栽培したい。という事由になっています。この方は新規就農ということでよろしいでしょうか。下限面積の撤廃があってから初めての申請だと思います。その辺を確認したいです。

### 事務局

お答えさせていただきます。番号3の案件につきましては、○○○の○○○○さんは譲渡人になります。○○○○さんが譲受人で梅の栽培をしていくわけです。○○○○さんは、以前にも3条の申請で○○の辺りで農地を譲り受けていて実績のある方です。他の場所でも柿や梅の果樹を栽培しています。

### 議長

よろしいですか。

## 強矢福司 推進委員

はい、分かりました。

#### 議長

他にございますか。

(質疑無し)

#### 議長

御質疑がないようですので、採決をさせていただきます。採決には、 農業委員さんの挙手でお願いしたいと思います。

日程第2 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について(3件)の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

## 議長

全員賛成によりまして許可相当とすることに決定いたします。

## 議長

続きまして、日程第3 議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請の審議について」(1件)を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

#### 事務局

それでは、説明をさせていただきます。

議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について審議された

い。令和5年4月25日 小鹿野町農業委員会長 黒沢裕幸

番号1 ○○字○○○○○○○ 地目 畑 面積 ○○○㎡ 申請者:○○ ○○ 事由:○○○○○号線道路改良に伴い物置として使用していた建物が取り壊しとなる。取り壊した跡地は車両等の回転広場として利用する予定。申請地に物置と休憩所を新築したいため。農振除外からの案件になります。

こちらは、事由にもありますように○○○○○号線の拡幅工事をする 関係で公共移転ということで、以前の農振除外の時にも審議をしていた だきました。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。

案内図、公図(写)の4ページ目をご覧ください。こちらは、○○○○号線に接する場所となります。○○○を東に○○○mほど進みますと信号があります。その信号から○○m先が申請地となっています。

説明は以上となります。

議長

事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。

強矢武夫 推進委員 本人の立ち合いで話を聞きました。排水はすぐ脇にあるので問題は無いと思います。ここに物置として建物を建て替えるということで、中に休憩所やトイレも造りたいということでした。問題は無いと思います。

議長

現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑の ある方は挙手をお願いしたいと思います。

(質疑無し)

議長

御質疑がないようですので、採決をさせていただきます。採決には、 農業委員さんの挙手でお願いしたいと思います。

日程第3 議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について (1件) の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

議長

全員賛成によりまして許可相当とすることに決定いたします。

議長

続きまして、日程第4 議案第10号「農地法第5条の規定による許可

申請の審議について」(3件)を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

### 事務局

それでは、説明をさせていただきます。

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について審議されたい。令和5年4月25日 小鹿野町農業委員会長 黒沢裕幸

番号1 ○○字○○○○○○ 地目 畑 面積 ○○○㎡ 申請人譲渡人:○○ ○○○○ 譲受人:○○ ○○○○ 事由:住宅の新築を考えるにあたり、将来的に妻の両親の面倒を見られるように、妻の実家の近くに住宅を建築し居住したいため。

こちらは、農振除外を行っております。使用貸借権となります。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。

案内図、公図(写)の5ページ目をご覧ください。番号1については、 〇〇〇〇〇〇〇〇〇に接する場所となっています。〇〇〇〇の信 号がある交差点を北に〇〇〇mほど進みます。進んだ先の向かって左、 西側に見えるのが申請地となっています。

続きまして、番号2の説明をさせていただきます。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。

案内図、公図(写)の6ページ目をご覧ください。こちらは、○○にあります○○○○の南側にある橋を南方向に○○○mほど道なりに進んでいただいた右手、方向で言いますと北側が申請地となっています。

続きまして、番号3の説明をさせていただきます。

番号3 ○○○字○○○○○○○ 地目 畑 面積 ○○○㎡ 申請 人 譲渡人:○○○ ○○○○ 譲受人:○○○ ○○○○ 事由:現 在団地に住んでいるが、手狭となったため住宅を新築したい。こちらも 農振除外済みとなっています。所有権の移転となります。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。

案内図、公図(写)の7ページ目をご覧ください。こちらは、○○の

○○○○から○○の○○○○を結ぶ○○○○○○がありまして、○○

- ○○側から橋を渡りまして○○○mほど進んだ先を左折します。そこか
- ら○○○mほど進んだ先に十字路がありまして、そこから真っ直ぐに○
- ○○mほど進んだ先の右手側に見えるのが申請地となっています。

説明は以上となります。

議長

事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。

3番委員

現地確認の報告をいたします。

番号1については、本人に立ち合いをしていただきました。県道より少し入った町道だと思いますが、隣になっています。場所としては、それより少し低いか同程度の高さですが、盛り土はしないで平らにする程度だそうです。道との境には水等が流れて来ないようにブロックを置いて流れ込みを防ぐということでした。自家用車の出入りは県道側から入るということです。排水も県道脇に通っているので問題は無いと思います。隣の土地の方は承知しているとのことです。

番号2については、日当たりの良い場所で、道路より1.5mほど下がった場所になっています。道路の反対側には家が2、3軒建っていますが、関係者の立ち合いはありませんでした。

番号3については、本人が立ち会ってくださいましたので話を聞きました。県道から入った町道より50cm低くなっていますので、他の家と同じようにブロックを積み上げて50cmくらい高くして建築するということでした。自家用車の出入口も4m幅くらいで造るという標識が出来ていました。排水も近くに通っているので問題は無いと思いました。

議長

現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑の ある方は挙手をお願いしたいと思います。

3番委員

はい。

議長

はい、どうぞ。

3番委員

番号2の○○さんの太陽光発電の案件です。かなり前に農振除外が出て許可になっているような気がしますが、令和○年○月○○日に農振除外になっているということです。その辺はどのようになっていますか。

### 事務局

お答えさせていただきます。

年度では令和〇年度になります。令和〇年〇月の農振協議会で審議をしていただいた案件になります。令和〇年〇月〇〇日に除外になっているのは誤りではなくて、その時に別の案件で揉めたものがあります。それも太陽光発電の案件ですが、その関係で遅れてしまっていたということです。その間に9月の農振協議会で審議をしていただいた案件があると思います。それと合わせた形で農振除外をしたので、この日付けで農振除外が完了したということになります。

#### 3番委員

それでは、最初に農振除外を出した後にいろいろ変更になったという ことですか。

#### 事務局

皆さんに協議していただく農振協議会の後に県に同意をいただくわけです。県とのやり取りの中で揉めることがあったので、その分遅れてしまったということになります。

#### 3番委員

県と揉めることがあったので、農振協議会で許可になったのにすぐに 許可にならなかったということですね。

#### 事務局

そうですね。ここで皆さんに審議をしていただいて、その後県の同意を得てからでないと農振除外が完了しないという流れになっています。皆さんに承知していただいた後が遅れてしまったのです。県の同意を得てからでないと農振除外が完了しないのです。皆さんに審議をしていただいて許可になったからといってその場で農振除外が完了するのではなくて、終わった後に事務局側と県とのやり取りがあって、その中で除外が完了していくのですが、遅れてしまったということになります。

#### 3番委員

実際はFIT 制度が切れるから工事をすぐにするということではないですね。

### 事務局

FIT 制度のことは特に関係ないと思います。いつ転用出来ます。農振除外が完了します。ということはなかなか言えないので、タイミングを狙ってということではないと思います。

#### 3番委員

了解しました。

議長

県からクレームが付いたので遅れたということですね。

14 番委員

よろしいですか。

議長

はい、どうぞ。

14 番委員

勉強になるので質問させていただきます。

令和○年度に審議をしましたが、実際には○年間遅れているのです。 農振協議会では許可になりましたが、その後の県とのやり取りで問題に なったということです。私たち農業委員として、どのようなことで問題 になったのか、ある程度知ることが出来れば参考になると思いました。

事務局

それでは、説明をさせていただきます。

他の案件も並行して進めていきます。例えば、太陽光発電の案件や自己用住宅を建てたりする時に業者が申請をしたり、図面を作ったりすると思います。年度では〇年度になりますが、除外が完了するまで〇年〇ヶ月くらい掛かってしまったということです。

何で遅れてしまったかと言いますと、県からこのような書類を提出してください。書類上でこのように直してください。ということがあります。各業者にお願いしますが、早く出して来る業者もいればそうでない業者もいます。1度出していただいても再提出していただく場合もあります。再提出した上で再度他の補正の連絡が入る場合もあります。

具体的には、図面を作るに当たって、家の図面ですと車の位置が書いていないです。合併浄化槽が書いていないです。排水のやり取りは出来ているのですか。というようなことを聞かれます。具体性というところで確認、再度確認で遅れてしまったということです。

14 番委員

分かりました。情報ありがとうございました。

議長

他にございますか。

(質疑無し)

議長

御質疑がないようですので、採決をさせていただきます。採決には、 農業委員さんの挙手でお願いしたいと思います。

日程第4 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請の審議に

ついて(3件)の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

### 議長

全員賛成によりまして許可相当とすることに決定いたします。

#### 議長

続きまして、報告に移ります。

1 6ヶ月後の現地確認について

令和4年10月申請分について (4件)

事務局より説明をお願いいたします。

### 事務局

それでは、説明をさせていただきます。

報告1 ということで6ヶ月後の確認になります。令和4年10月に審議をしていただいたものになります。

こちらは、議案第28号と議案第29号ということになります。

議案第28号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についての2件と議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請についての番号2の3件がリンクしているものになります。

議案第28号から説明をさせていただきます。

番号1 〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇 面積 〇〇㎡ 〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇〇 面積 〇〇〇㎡ 2筆の合計面積 〇〇〇㎡ 地目は2筆とも畑です。

番号2 〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇 面積 〇〇㎡ 〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇〇〇 面積 〇〇〇㎡ 2筆の合計面積 〇〇〇㎡ 地目は2筆とも畑です。

番号1、番号2ということで、平成○年と平成○年に○○○さん、○○ ○○さんが自己用住宅を建てるという計画がありました。許可は出ていましたが、実際は家を建てられなかったということです。そのため、地目は畑として残っている状態です。

この議案第28号にリンクする形で、議案第29号 農地法第5条の規 定による許可申請について 番号2で〇〇〇さん、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんが譲り受けて自己用住宅を建てるという計画で申請を出して いただきました。

農業委員会の総会が終わって県に進達をしましたが、許可が下りたそのタイミングで○○○さんから取り下げをされました。今回は現地確認は行っていません。許可を取り下げましたので、今後○○○さんが自己用住宅を建てることは無いと思います。

以上が議案第28号と議案第29号の番号2の説明になります。

6ヶ月後の確認の説明は以上となります。

#### 議長

事務局の説明が終わりました。現地確認は議案第29号の番号1のみ行っているそうです。報告をお願いいたします。

## 強矢武夫 推進委員

現地確認の報告をいたします。

○○○○の関係の件ですが、草刈りはしてある状態ですが、未着工でした。

#### 議長

取り下げになった案件は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ の上側に住宅を建てる計画でした。山際に1軒ある上です。危険区域のような所だと思っていました。

#### 議長

続きまして、その他に移ります。

事務局より報告があります。

#### 事務局

2点あります。

1点目は農業委員会総会の開催予定表についてです。総会の会場を小 鹿野文化センターにしていました。先月から小鹿野町役場の新庁舎が稼 働しています。新庁舎の議場が使えるようになりましたので、来月以降 の総会については、小鹿野町役場の議場で行わせていただければと考え ています。毎月25日に開催させていただいていますが、9月につきまし ては、小鹿野文化センターの大会議室も役場の議場も空いていなかった ため、26日にさせていただいているところになります。会場変更等、お 手数をお掛けいたしますがよろしくお願いいたします。

2点目につきましては、農業税制関係情報に対する意見集約の協力ということで、埼玉県の農業会議より意見を集約して欲しいという依頼がありました。農業に関する税制改正の要望がありましたら5月2日までに事務局の方まで連絡をいただきたいと思います。

但し、農業経営の軽減措置をというような意見は反映しないと言われておりますので、要望のある方がいらっしゃいましたら何で必要なのか明確にして報告していただくと幸いです。以上です。

議長

皆さんの方から何かございますか。

(特に無し)

議長

皆さんから無いようですので議長の席を降ろさせていただきます。あ りがとうございました。

事務局長

議長、議事の進行ありがとうございました。皆さんには、慎重、御審議いただきましてありがとうございました。以上をもちまして令和5年第4回小鹿野町農業委員会総会を閉会させていただきます。ありがとうございました。